



れんごう下越

日本労働組合総連合会新潟県連合会・下越地域協議会
 〒957-0054 新発田市本町 1-1-6 全労済共済ショップ 2階
 TEL 0254-26-3705 ・ FAX 0254-26-0556

第 150 号
 2019.1.15
 発行人 福井 正史
 1部5円 購読料は会費に含
En la union Esta la fueraza
 団結こそ力

新年明けましておめでとうございます



連合下越地協
 議長 福井 正史

あけましておめでとうございます。
 皆様におかれましては、穏やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

下越地協は、連合新潟が掲げる「次の飛躍へ確かな一歩を！」と「運動への『参加』と組織の『拡大』」をすすめ、地域活動を広げよう！」の2つのスローガンのもと、連合が目指す社会像である「働くことを軸とする安心社会の実現」に向けて、下越地協内の6支部それぞれが主体性を持ち、組合員とともに運動を進めてまいり

たいと存じます。引き続き、地協活動への参加とご協力をよろしくお願いいたします。

2019年が皆様にとりまして健やかで実り多い良い年となりますことを祈念申し上げ、年頭のあいさついたします。

連合下越地協支部総会予定

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| 胎内支部 | 1月24日 | 中条グランドホテル | 18:00 |
| 新発田支部 | 2月15日 | 金子屋別館 | 18:00 |
| 五泉支部 | 2月15日 | ホテルマニエール | 18:15 |
| 阿賀野支部 | 2月15日 | 酒田屋 | 18:30 |
| 村上支部 | 2月19日 | 生涯学習センター | 18:00 |

連合新潟学習会を開催



連合新潟第2回執行委員会終了後、学習会を開催し『「働き方改革関連法」の内容と労働組合の取り組み』と題して連合本部労働法制対策局次長 柳宏志氏から講演を受けました。時間外労働の上限規制、36協定の締結に当たって留意していただく事項、年次有給休暇の時季指定義務を学び、労使とも時間管理、有給休暇管理が重要と感じました。4月1日施行に向けて、組合の無い企業や従業員の対応について、商工会議所やハローワークでの説明会だけで問題は無いのか、大きな疑問が生まれました。

連合新潟地協代表者会議開く



12月22日(土)連合新潟地協代表者会議が新潟市で開催されました。例年1月に開く予定ですが、来年は選挙の年で日程的に難しい関係で3連休の初日となりました。連合下越地協から福井議長以下5名が出席しました。2019生活闘争、組織関係、政治(連合新潟2019統一地方自治体選挙)では各地協の県議会選挙について意見交換を行いました。政策関係では年間の街宣行動予定を確認しました。代表者会議終了後第2回幹事会を開き、各支部総会の日程確認、2019春季生活闘争交流集会を3月9日(土)に開催を決めました。

連合

Action!
36

**“残業”にも
ルールが
あるのを
ご存知
ですか?**

**長時間労働を
なくすカギは
サブロク
“36協定”って
知っていますか?**

ではこの**“36協定”**って何でしょう?

そもそも法律で定められている労働時間は原則
「1日8時間 1週40時間」です。
それを超えて残業させたり休日出勤させる場合は、
“36協定”を結ばなければならないのです。

誰と誰が結ぶの?

36協定は使用者と労働組合が協議して締結します。

*労働者の過半数を組織している労働組合。
それがない場合は労働者の過半数を代表する過半数代表者。
書面を労働基準監督署長に届けなければなりません!

でも実際は…

36協定のことを

知らない
43.5%

知っている
56.5%

36協定を

締結していない、
わからない
54.8%

締結している
45.2%

連合「36協定に関する調査」(2017年6月)より

36協定を結ばないと…
違反した場合は使用者に**罰則**が!

詳しくは「36協定ハンドブック」を参照
<https://goo.gl/rpDVJ>

連合

サブロク
“36協定”のこと

もっと知ってもらいたい。
ちゃんと守ってもらいたい。
長時間労働をなくすために…

36

3月6日は
「36(サブロク)の日」
になりました!

*日本記念日協会に登録

連合だけではなく、
使用者団体等の
関係団体と連携して、
声をあげます

特設サイト <http://action36.jp/>

ポイント**5つ**

2019年4月1日から
法律が改正されます。

- 時間外労働の上限規制が導入されます。しかも罰則付き。
- 年次有給休暇の取得が義務化。
- すべての労働者を対象にした労働時間の客観的把握が義務化。

わからないことや困ったことは
連合にご相談ください。

フリーダイヤル いこうよ れんごうに
0120-154-052

なんでも労働相談ダイヤル

私たち連合は“働くことを軸とする安心社会”をめざす労働組合のナショナルセンターです。